

上越市

第3次男女共同参画基本計画

〈平成30年度～平成34年度〉

※新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」により表記しています。

【ダイジェスト版】



上越市

上越市第3次男女共同参画基本計画について

誰もが豊かで快適な生活ができる社会を持続するためには、男女がその個性と能力を十分に発揮し、様々な利益を等しく享受でき、かつ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現が求められます。

このため、上越市では、これまでの取組を継承しつつ、平成30年度を初年度とする「上越市第3次男女共同参画基本計画（平成34年度までの5年間）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めていくこととしました。

基本的な考え方

上越市では、平成28年4月の女性活躍推進法の全面施行及び平成29年3月の第3次新潟県男女共同参画計画の策定を受け、第2次基本計画の終期を前倒しし、第3次基本計画を策定いたしました。

計画の策定に当たっては、これまでの取組を継承しつつ、女性活躍推進法や国・県の計画との整合を図るため、女性活躍推進に関連する施策を明確化するとともに、第2次基本計画に基づくこれまでの取組の検証結果を反映させたものとしています。

<見直しの視点>

- ①国・県の計画との整合を図る
 - (ア) 男女共同参画社会基本法と女性活躍推進法に基づく計画として一体的に整備
 - (イ) 女性活躍推進法に基づく具体的施策の明確化（施策の体系の見直し）と記述内容の見直し
 - (ウ) 計画期間の見直し（国・県に合わせて5年に設定）
- ②市民意識調査等の各種調査や男女共同参画審議会での審議結果の反映、市の関連計画の改定等を踏まえた見直し

第3次男女共同参画基本計画における目指すまちの姿

**男女が、互いの人権を尊重し
社会のあらゆる分野で平等に参画できるまち**

施策の分野

I

男女が等しく参画するための 社会環境整備

- 基本目標1** 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
- 基本目標2** 男女共同参画を実践できる環境づくり
- 基本目標3** 女性が活躍できる社会づくり
- 基本目標4** 推進体制の整備

施策の分野

II

配偶者等からの 暴力防止・被害者支援

- 基本目標1** 暴力を許さない社会づくり
- 基本目標2** 被害者等への支援



計画の位置付け

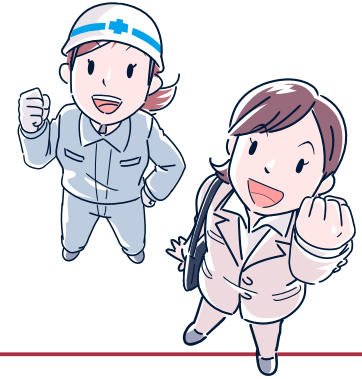
本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- 男女共同参画社会基本法及び上越市男女共同参画基本条例に基づく「男女共同参画基本計画」
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく「DV防止計画」
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「女性活躍推進計画」
- 上越市における最上位計画「上越市第6次総合計画」等、関連する市の各種計画や国・県の同種計画と整合を図り、男女共同参画社会の実現に向け、具体的な施策・事業の推進を規定する計画

第3次基本計画策定のポイント

▶女性活躍推進に関連する施策の明確化

- 1 基本目標の一つに「女性が活躍できる社会づくり」を新たに設け、次の3つを重点目標として位置付け
 - ・女性の能力発揮への支援
 - ・企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進
 - ・市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 女性活躍推進に関連する施策を重点目標として位置付け、計画に明示
 - ・男性にとっての男女共同参画の推進
 - ・労働環境の見直しの推進
 - ・子育て、介護への支援の充実
 - ・暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発



▶市民意識調査の結果の反映

平成29年6月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果、男女共同参画に関する認知度と理解度は向上しました。一方で、特に女性活躍推進に関連する項目として、様々な分野における男女の地位の平等感の低下や、家庭・地域・職場といった身近な環境における固定的性別役割分担意識が根強く残っていること、女性は男性に比べ「家事・育児・介護」などを担うことが多く、男性は職場で育児のための休業が取得しにくい環境にあること、さらに、全国的にDV事案やハラスメント事案が増加する中であって、当市の女性相談を始めとする相談窓口の認知度低下が改めて浮き彫りになったことから、次の4点について特に力を入れて取り組むこととします。

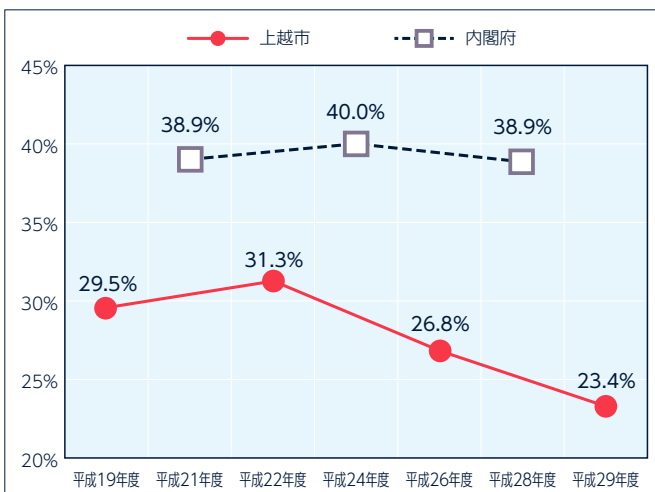
- ・男女の地位の平等感の向上
- ・固定的性別役割分担意識の解消
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働環境の見直し
- ・女性相談を始めとする相談窓口の充実と周知の強化

▶第2次基本計画の達成状況の反映

第2次基本計画については、終期を前倒したため、今般実施した重点目標ごとに設定した指標の評価を参考としつつ、第3次基本計画の新しい体系に合わせて指標を設定します。

男女の地位の平等感の推移（各分野の平均値の比較）

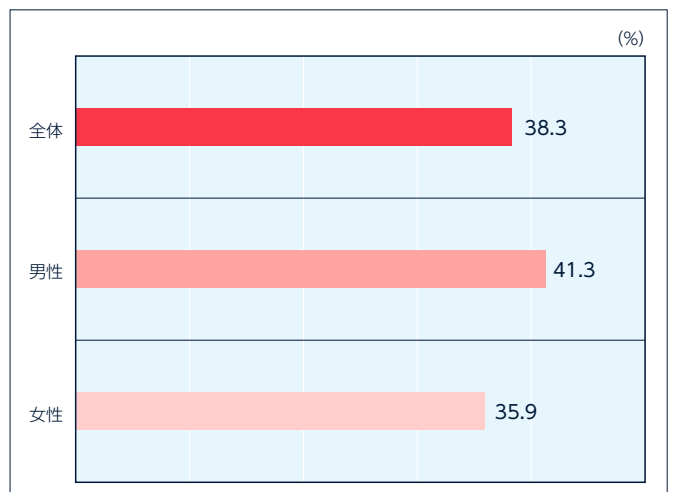
【資料：「市民意識調査」、内閣府「男女共同参画に関する世論調査」】



*分野：家庭生活、職場、学校教育の場、政治の場、法律・制度上、社会通念・しきたり、町内会等の地域活動、社会全体

「男性が会長・副会長などとなるのが社会慣行だから」と回答した人の割合

【資料：平成29年度「市民意識調査」】



*質問：PTAや町内会などの地域団体の役員の長に女性が就くことの妨げとなっている主な原因

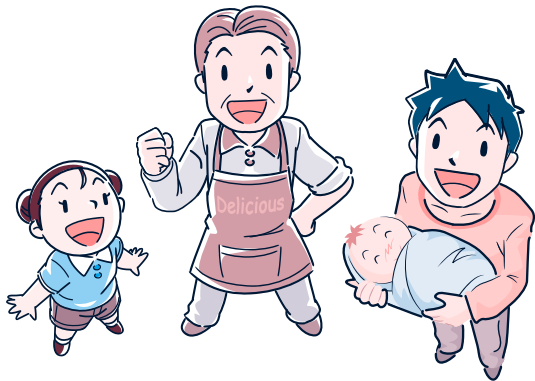
男女が等しく参画するため

基本目標 1

男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

男女共同参画社会の実現には、個人の生き方や活動が多様化する中で、女性だけではなく男性の意識改革も重要となります。これからは、女性の地位向上はもとより、男性に対して性別により役割分担を固定する意識からの脱却を促すとともに、長時間労働の抑制等、働き方の見直しにより、男性の家庭生活や地域生活への参画を進める必要があります。

今一度「なぜ、男女共同参画社会が重要なのか」という問いかけから始め、老若男女が男女共同参画を正しく理解し合う社会を目指します。

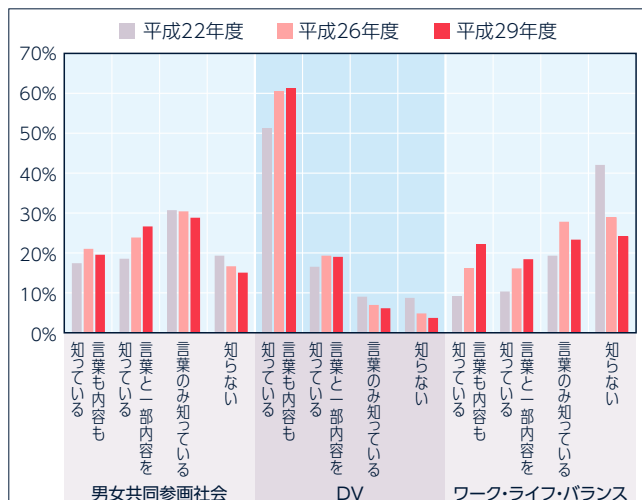


重点目標

1. 男女共同参画についての理解の促進
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
3. 男性にとっての男女共同参画の推進 **女性活躍推進**
4. 子どもへの意識啓発の推進

男女共同参画に関する主な言葉の認知度・理解度

【資料：「市民意識調査」】



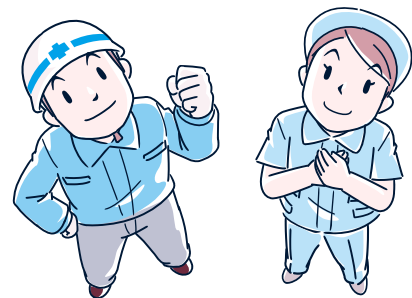
基本目標 2

男女共同参画を実践できる環境づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての土台と言えます。

女性は生涯の中で妊娠や出産の可能性といった男性と大きく異なる場面があり、自らの健康を守るため、自らの判断で今後を決定する権利を尊重することが大切となります。また、就労環境や社会構造の変化などに伴い、ひとり親家庭や高齢者などを中心に、相対的貧困率の上昇傾向が続いています。

そのためにも、市民生活に密着している分野での環境整備の推進を図り、全ての男女が共に生き生きと生活を送ることができ、互いを尊重できる環境を目指します。

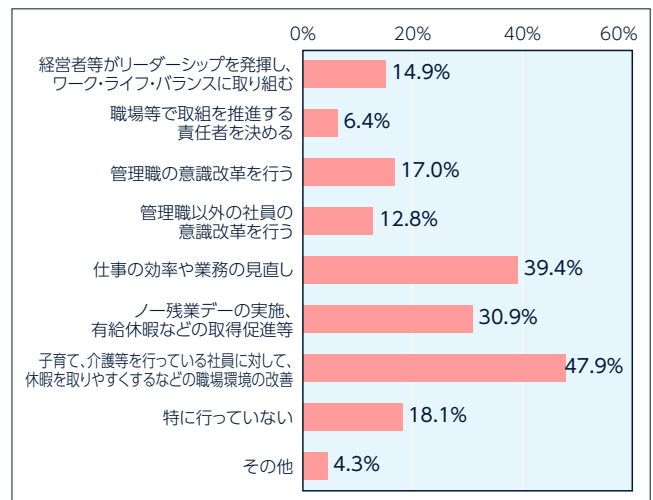


重点目標

1. 労働環境の見直しの推進 **女性活躍推進**
2. 子育て、介護への支援の充実 **女性活躍推進**
3. 生涯を通じた女性の心と体の健康支援
4. 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況

【資料：平成29年度「事業所アンケート」】



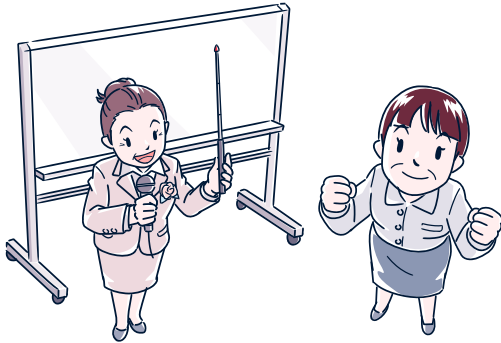
の社会環境整備

基本目標 3

女性が活躍できる社会づくり

女性活躍推進法が施行され、職場だけでなく、政治の場や地域活動など、様々な分野において女性の活躍が期待されており、女性が能力を十分に発揮して、その意見を社会に反映させるため、企業の管理職や議員、町内会長など、リーダーシップを発揮する場への女性の登用が求められています。

さらに、市が設置する審議会等の委員に男性及び女性を偏り無く登用し、両性の意見を施策に反映させていくなど、積極的な取組を実施し、女性が活躍できる社会づくりを進めるため、男女間の格差がなくなるような改善措置を行っていきます。

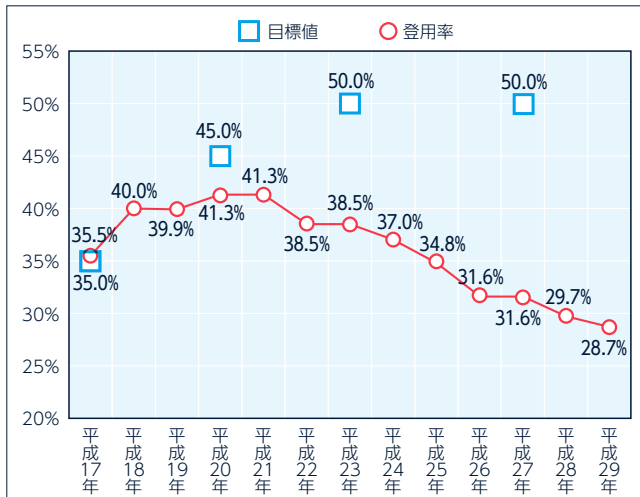


重点目標

1. 女性の能力発揮への支援 **女性活躍推進**
2. 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進 **女性活躍推進**
3. 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大 **女性活躍推進**

市の審議会等委員の女性登用率の推移と目標値

【資料：男女共同参画推進センター】



基本目標 4

推進体制の整備

男女共同参画社会を目指す上で、市民生活に密接に関係する行政の役割は大変重要です。

様々な分野において男女共同参画社会を実感できるまちを目指し、職員一人一人が男女共同参画の理念を意識しながら業務に携わることが、効率的かつ効果的な事業の推進につながります。

男女共同参画推進センターでは、市の男女共同参画の拠点施設として、今後も市民の意見を取り入れながら効果的な事業運営に努めます。

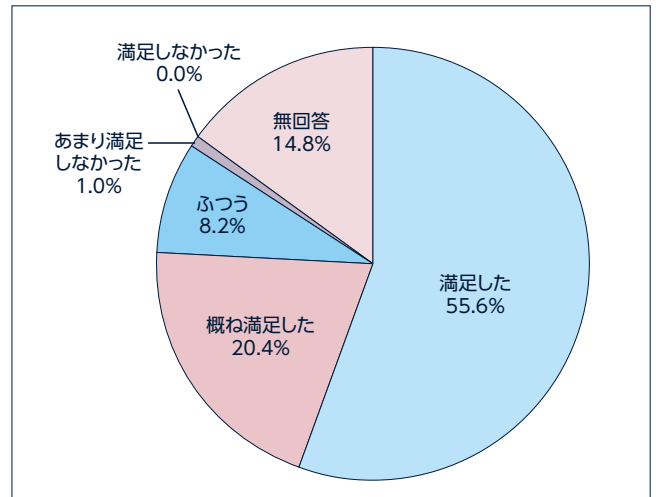


重点目標

1. 男女共同参画推進センターの充実
2. 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

センター講座参加者の満足度（平成29年度）

【資料：男女共同参画推進センター】



施策の分野 II

配偶者等からの暴力防止・ 被害者支援

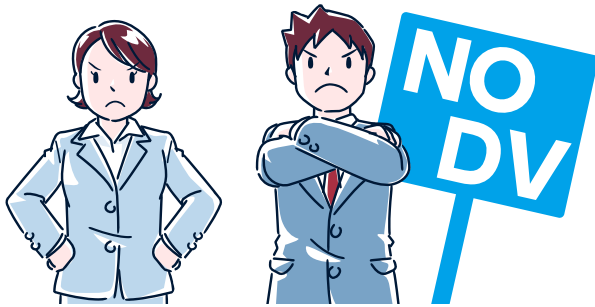
基本目標 1

暴力を許さない社会づくり

市民意識調査では、30%以上の女性が配偶者等から暴力を受けたことがあると回答しています。

いかなる理由があっても配偶者からの暴力などは犯罪になり得る行為であり、重大な人権侵害であるという認識を一人一人が持つことが必要です。

男女平等の妨げとなる女性に対するあらゆる暴力根絶を目指し、予防の取組や相談業務の充実を図ります。

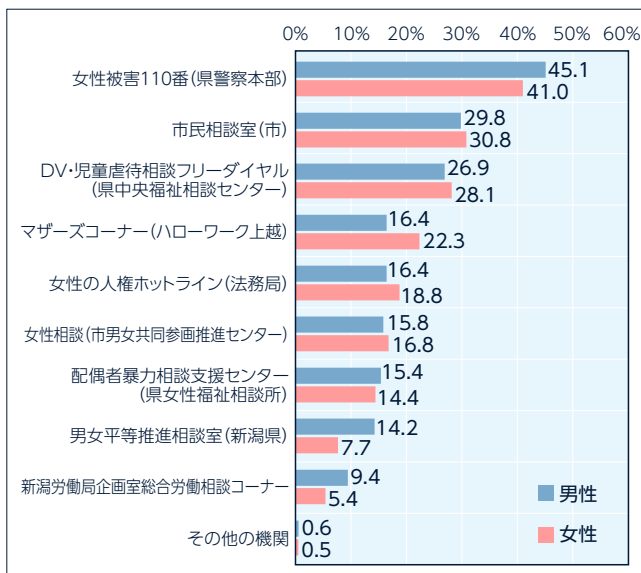


重点目標

1. 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発
女性活躍推進
2. 相談窓口の充実

女性が抱えている悩みの相談窓口の認知度

【資料：平成29年度「市民意識調査」】



基本目標 2

被害者等への支援

配偶者からの暴力被害の多くは女性であり、経済的、精神的自立が困難な場合があります。また、被害者自身のケアのほか、子ども連れでの避難や住宅の確保など、状況により多岐にわたる支援が必要となります。

被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察へ通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを促すなどの措置を講ずることも必要です。

安全確保を最優先に自立を支援するため、関係機関との連携を図りながら的確な助言や支援の充実を図ります。

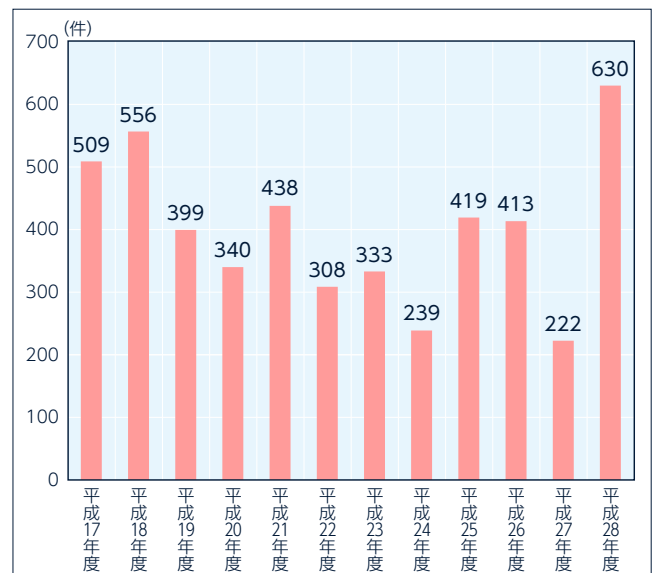


重点目標

1. 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護
2. 自立への支援

配偶者からの暴力に関する市女性相談への相談件数の推移

【資料：男女共同参画推進センター】



第3次基本計画 施策の分野・重点目標別指標

… 女性活躍推進に関連する重点目標

| 施策の分野 | 指標項目 | 調査 | 前回値 (H26) | 現状値 (H29) | 目標値 (H34) | |
|-------------------------------------|--|----------|---------------|---------------|-------------------|------|
| | | | | | | 基本目標 |
| | | | | | | 重点目標 |
| I 男女が等しく参画するための社会環境整備 | 男女の地位の平等感 (男女平均) | 市民意識調査 | 29.2% | 23.4% | 40.0% | |
| 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり | | | | | | |
| (1) 男女共同参画についての理解の促進 | 男女共同参画社会の認知度 | 市民意識調査 | 44.8% | 46.1% | 60.0% | |
| (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し | 「社会通念・習慣・しきたりなど」で男女が平等と感じる人の割合 | 市民意識調査 | 13.2% | 10.1% | 18.4% | |
| (3) 男性にとっての男女共同参画の推進 | 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対、どちらかといえば反対と答えた男性の割合 | 市民意識調査 | | 52.9% | 60.4% | |
| (4) 子どもへの意識啓発の推進 | 「学校教育の場」で平等と感じる人の割合 | 市民意識調査 | | 46.7% | 58.9% | |
| 2 男女共同参画を実践できる環境づくり | | | | | | |
| (1) 労働環境の見直しの推進 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む事業所の割合 | 事業所アンケート | | 81.9% | 現状値より向上 | |
| | 「職場」で平等と感じる人の割合 | 市民意識調査 | 24.3% | 19.9% | 29.7% | |
| (2) 子育て、介護への支援の充実 | 子育てをしやすいと感じる市民の割合 | 市の調査 | 53.8% | | 53.8%以上かつH30実績値以上 | |
| (3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援 | 女性の性と生殖に関する健康と権利の考え方に沿った講座等の参加者の満足度 | 市の調査 | | | 80.0% | |
| | 子宮頸がん検診の受診率 | 市の調査 | ※H25 31.6% | ※H28 14.8% | 現状値より向上 | |
| | 乳がん検診の受診率 | 市の調査 | ※H25 27.1% | ※H28 12.9% | 現状値より向上 | |
| (4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備 | 自立相談支援事業登録者のうち、支援が終了した人の割合 | 市の調査 | | ※H28 70.6% | 現状値より向上 | |
| | 必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合 | 市の調査 | | ※H28 12.0% | 6.0% | |
| 3 女性が活躍できる社会づくり | | | | | | |
| (1) 女性の能力発揮への支援 | 女性の能力を活かす取組を行っている事業所の割合 | 事業所アンケート | | 69.8% | 現状値より向上 | |
| (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進 | 管理職に女性を登用している民間企業の割合 | 事業所アンケート | 43.4% | 46.8% | 現状値より向上 | |
| (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 市の審議会等の女性登用率 | 市の調査 | ※H25 31.6% | ※H28 28.7% | 50.0% | |
| | 女性委員を含む審議会等の設置率 | 市の調査 | ※H25 94.8% | ※H28 93.0% | 100.0% | |
| 4 推進体制の整備 | | | | | | |
| (1) 男女共同参画推進センターの充実 | センター講座参加者の満足度（満足、概ね満足の合計） | 市の調査 | | 76.0% | 80.0% | |
| (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進 | 「男女共同参画の考え方」を業務の中で実践できている職員の割合 | 職員アンケート | | 86.1% | 現状値より向上 | |
| II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援 | 配偶者から暴力を受けたことがある女性の割合 | 市民意識調査 | 40.7% | 31.2% | 30.4%以下 | |
| 1 暴力を許さない社会づくり | | | | | | |
| (1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発 | 家庭内での夫から妻への暴力は女性の人権が尊重されていないと感じる人の割合 | 市民意識調査 | 58.8% | 55.8% | 66.0% | |
| (2) 相談窓口の充実 | 市の女性相談窓口の認知度 | 市民意識調査 | 18.1% | 16.4% | 40.0% | |
| 2 被害者等への支援 | | | | | | |
| (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護 | 女性が抱えている悩みの相談窓口のうち認知度30%以上の相談機関 | 市民意識調査 | | 1か所 | 3か所以上 | |
| (2) 自立への支援 | 女性相談を原因とする苦情件数 | 市の調査 | | なし | なし | |

男女共同参画都市宣言

私たち上越市民は、人としての品位と資質を高める中で、世代を超え、男女の人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一 男女が互いの人権を認めあい、一人ひとりが自立し、自分らしくいきいきと暮らせる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が政治をはじめとする社会のあらゆる分野において、平等に参画できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が仕事と家庭生活を両立させ、対等なパートナーとして、協働できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女がともに、地球市民として、友情と平和の輪を地域から世界へ広げる「じょうえつ」をめざします。

平成13年9月26日

上越市

上越市第3次男女共同参画基本計画【ダイジェスト版】

平成30年3月発行

発行 上越市自治・市民環境部共生まちづくり課
〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号
TEL(025)526-5111 FAX(025)526-6111
URL <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>